

東北経済産業局「TOHOKUブランド確立促進支援事業」（令和6年度）

目的

地域ブランド化に取り組む東北管内の団体に対して、地域ブランド化の知見を有するコンサルタント等の専門家及び弁理士を派遣して地域関係者を集めた支援会合を開催し、関係者間の合意形成やブランドの磨き上げによる高付加価値商品・サービス化、および効果的な知財保護・活用について助言を行うことで、知的財産の保護・活用も踏まえた地域資源の高付加価値化や新たな地域ブランドの創成を図る。

事業内容

- 支援団体の公募・選定 / ○ 支援会合の開催に向けた準備（支援専門家選任、事前現地ヒアリング等） /
- 支援会合の開催（1団体につき5回） / ○ 支援団体別の地域ブランド化戦略と実行計画（ロードマップ）の策定

支援概要

支援対象：**会津東山温泉旅館協同組合**（福島県会津若松市）

[課題] 温泉地としてのブランド価値の再確認、地域団体商標出願に向けたプロモーション（周知性実績作り）

[専門家] 横田純子氏（素材広場）、藤木博氏（弁理士）

[会合] 第1回：令和6年10月25日(金)、対面
第2回：令和6年11月27日(水)、対面
第3回：令和6年12月25日(水)、オンライン
第4回：令和7年1月24日(水)、オンライン
第5回：令和7年2月21日(金)、対面



[地域ブランド化戦略の策定]

- “会津東山温泉とは何ぞや”（個々の旅館・ホテルではなく温泉地全体の魅力・強みは何か）の再確認を基本的な課題と位置づけ、その歴史・来歴を含め、組合員全体で一致できる会津東山温泉の根源的な価値について見直しを行った。
- その内容を踏まえて、“瀧・源泉＋アルファ”をモチーフとした広報・プロモーション活動を組合名の下で統一的に実施し、それを効果的に地域団体商標の周知性実績の蓄積に繋げる戦略を打ち出し、ロードマップに取りまとめた。

支援対象：**川俣町新商品開発研究会**（福島県伊達郡川俣町）

[課題] 地域ブランドとしてのコンセプトの明確化、通年販売可能で一定の収益性を有する地域ブランド商品開発（コンセプトに基づく事業起こし）、商標対応

[専門家] 五十嵐義明（リベルタス・コンサルティング）、鈴木賢一氏（弁理士）

[会合] 第1回：令和6年10月9日(水)、対面
第2回：令和6年11月5日(火)、対面
第3回：令和6年12月10日(火)、オンライン
第4回：令和7年1月16日(木)、オンライン
第5回：令和7年2月6日(木)、対面



[地域ブランド化戦略の策定]

- 地域ブランドとしてのコンセプトを明確化することが、地域の魅力・強みに根差した商品や、地域内異業種連携を通じて継続的に開発していくために重要である点を研究会メンバーと確認。支援会合を通じてコンセプトの案出しを行った。
- 今後はコンセプト・フレーズを商標で守りながら、コンセプトに基づく商品開発をテストマーケティングも兼ねて試行していくとの戦略を打ち出し、ロードマップに取りまとめた。

東北経済産業局「TOHOKUブランド確立促進支援事業」（令和6年度）

支援成果

会津東山温泉旅館協同組合

① 新規に設立された組合である点を踏まえた助言

- 会津東山温泉旅館協同組合が令和7年1月に設立した点を踏まえ、地域団体商標出願に向け、出願書類の蓄積や整理に必要な事項について助言した。
- 制度説明や具体的な例示も交えながら説明を行うことで、より具体的に出願に向けた書類整理のイメージをつかむことができた。

② 名称の統一使用の徹底等に関する助言

- 宣伝用パンフレット等に記載する温泉地名称について、「統一名称使用の徹底」の重要性を説明した。
- 地域団体商標の周知性証明のため周知の際には登録する商標と組合の名称又は組合構成員の個別名称を付記・表示する必要がある点が理解された。

③ 組合全体での取組の方向性に関するコンセンサス形成

- 組合としてどのような商品・サービスを売っていくかを会津東山温泉が持つ魅力に即して決め、組合構成員全員が同じ方向を向いて活動していくことが重要と指摘した。
- 「地域団体商標を取得するに当たって特に重要なのは“周知性”であり、周知性とは『会津東山温泉』という統一名称と、出願者である『会津東山温泉旅館協同組合』という言葉がセットで知られるようになるということである」ことを強調した。
- 会津東山温泉の歴史的成り立ちなどを振り返りつつ関係者で協議し、“瀧・源泉 + アルファ” をモチーフとした広報・プロモーションという方向性が構成員のコンセンサスとして打ち出された。

川俣町新商品開発研究会

① 地域ブランドとしてのコンセプト作成体験の提供

- 川俣町新商品開発研究会が新しい川俣町ならではのブランド商品を商品化しようとしている点を踏まえて、地域ブランドとしてのコンセプトを明確化することをメインテーマに据えた。
- 必要なステップを踏んでコンセプトの検討を進めることを通じて、コンセプト作成体験の機会を提供した。

② 商標に関する基礎知識の修得

- 商標には文字形態によるものだけでなく、立体商標、位置商標、色彩、ホログラム、音など多様なものに商標が適用され得ることを説明し、商材に応じて効果的に使い分けていくとよいとの解説を行った。
- 研究会が商標登録を行うことを想定し、商品名等を検討する際には、既存の登録商標との重複の有無について、「指定商品」や「指定役務」に注意しつつ事前確認し、他者から侵害を指摘されるといった事態を招来しないように対策を講じることが肝要である点が理解された。

③ コンセプトに基づく商品開発の進め方の提案

- コンセプトの作成支援に軸足を置きつつ、出来たコンセプトに基づく商品開発の進め方についてたたき台となる提案を行った。
- 提案内容は、2025年度に地域ブランド商品の販売を目標とすること、ただしリソースの範囲内で過度なリスクを負わない形で進めること、テストマーケティングを兼ねた試行的な販売を行うこと、並行して知財対応（商標登録）も行うこと、といった内容とした。